

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

犯罪の嫌疑を受けた場合に自己の権利を守るために、弁護人の援助を受けることができる権利の重要性は言うまでもないところであり、弁護人に依頼する権利は憲法に保障された国民の権利である（憲法第34条、同第37条第3項前段）。最近では、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンスコーポレーション事件、大川原化工機事件など、冤罪事件もあとを絶たない。現在、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

そして、我が国における刑事裁判の大半は国選弁護事件である。当会の会員は、国選弁護制度が憲法上必須の制度との認識のもと、日々研鑽に努めながら被疑者・被告人の権利擁護のための活動を担ってきた。しかし、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階とも、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を継続するために必要な対価としては非常に低額な状態が続いており、昨今の物価高すら反映されていない。

とりわけ、青森県においては、県の面積が広大であり、公共交通機関の利便性も高いとはいえない実情があり、被疑者・被告人との接見や公判期日への出頭等弁護活動のために長距離かつ長時間の移動を余儀なくされるケースが少なからずある。冬期には積雪により交通事情が悪化し移動のための負担は更に増大する。しかし、その負担に対する十分な手当はなされていない。

このように、現状の国選弁護制度は、刑事弁護活動に必要な対価を給付せず、弁護士としての使命感を頼りに維持されている側面は否定できず、制度の持続可能性の観点から看過しがたい問題がある。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。このように、弁護活動にあたり専門家による鑑定が求められる事案は存在している。しかし、現行の国選弁

護費用体系では、このような鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている実情がある。

当会も、刑事弁護活動においては、会独自の予算で、当番弁護士制度の運営、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用、国選弁護人が専門家に依頼する鑑定費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。しかし、このような措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来、民間団体である弁護士会独自の予算ではなく、全て国費によるべきものであり、そのための予算措置の議論が必要不可欠である。ところが、国選弁護業務のための国家予算は年間160億円前後で推移し、100兆円規模の国家予算全体に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）5月15日

青森県弁護士会

会長 森 雄亮

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

犯罪の嫌疑を受けた場合に自己の権利を守るために、弁護人の援助を受けることができる権利の重要性は言うまでもないところであり、弁護人に依頼する権利は憲法に保障された国民の権利である（憲法第34条、同第37条第3項前段）。最近では、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンスコーポレーション事件、大川原化工機事件など、冤罪事件もあとを絶たない。現在、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

そして、我が国における刑事裁判の大半は国選弁護事件である。当会の会員は、国選弁護制度が憲法上必須の制度との認識のもと、日々研鑽に努めながら被疑者・被告人の権利擁護のための活動を担ってきた。しかし、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階とも、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を継続するために必要な対価としては非常に低額な状態が続いており、昨今の物価高すら反映されていない。

とりわけ、青森県においては、県の面積が広大であり、公共交通機関の利便性も高いとはいえない実情があり、被疑者・被告人との接見や公判期日への出頭等弁護活動のために長距離かつ長時間の移動を余儀なくされるケースが少なからずある。冬期には積雪により交通事情が悪化し移動のための負担は更に増大する。しかし、その負担に対する十分な手当はなされていない。

このように、現状の国選弁護制度は、刑事弁護活動に必要な対価を給付せず、弁護士としての使命感を頼りに維持されている側面は否定できず、制度の持続可能性の観点から看過しがたい問題がある。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。このように、弁護活動にあたり専門家による鑑定が求められる事案は存在している。しかし、現行の国選弁

護費用体系では、このような鑑定費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている実情がある。

当会も、刑事弁護活動においては、会独自の予算で、当番弁護士制度の運営、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用、国選弁護人が専門家に依頼する鑑定費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。しかし、このような措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来、民間団体である弁護士会独自の予算ではなく、全て国費によるべきものであり、そのための予算措置の議論が必要不可欠である。ところが、国選弁護業務のための国家予算は年間160億円前後で推移し、100兆円規模の国家予算全体に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）5月15日

青森県弁護士会

会長 森 雄亮

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

犯罪の嫌疑を受けた場合に自己の権利を守るために、弁護人の援助を受けることができる権利の重要性は言うまでもないところであり、弁護人に依頼する権利は憲法に保障された国民の権利である（憲法第34条、同第37条第3項前段）。最近では、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンスコーポレーション事件、大川原化工機事件など、冤罪事件もあとを絶たない。現在、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

そして、我が国における刑事裁判の大半は国選弁護事件である。当会の会員は、国選弁護制度が憲法上必須の制度との認識のもと、日々研鑽に努めながら被疑者・被告人の権利擁護のための活動を担ってきた。しかし、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階とも、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を継続するために必要な対価としては非常に低額な状態が続いており、昨今の物価高すら反映されていない。

とりわけ、青森県においては、県の面積が広大であり、公共交通機関の利便性も高いとはいえない実情があり、被疑者・被告人との接見や公判期日への出頭等弁護活動のために長距離かつ長時間の移動を余儀なくされるケースが少なからずある。冬期には積雪により交通事情が悪化し移動のための負担は更に増大する。しかし、その負担に対する十分な手当はなされていない。

このように、現状の国選弁護制度は、刑事弁護活動に必要な対価を給付せず、弁護士としての使命感を頼りに維持されている側面は否定できず、制度の持続可能性の観点から看過しがたい問題がある。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。このように、弁護活動にあたり専門家による鑑定が求められる事案は存在している。しかし、現行の国選弁

護費用体系では、このような鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている実情がある。

当会も、刑事弁護活動においては、会独自の予算で、当番弁護士制度の運営、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用、国選弁護人が専門家に依頼する鑑定費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。しかし、このような措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来、民間団体である弁護士会独自の予算ではなく、全て国費によるべきものであり、そのための予算措置の議論が必要不可欠である。ところが、国選弁護業務のための国家予算は年間160億円前後で推移し、100兆円規模の国家予算全体に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）5月15日

青森県弁護士会

会長 森 雄亮

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

犯罪の嫌疑を受けた場合に自己の権利を守るために、弁護人の援助を受けることができる権利の重要性は言うまでもないところであり、弁護人に依頼する権利は憲法に保障された国民の権利である（憲法第34条、同第37条第3項前段）。最近では、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンスコーポレーション事件、大川原化工機事件など、冤罪事件もあとを絶たない。現在、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

そして、我が国における刑事裁判の大半は国選弁護事件である。当会の会員は、国選弁護制度が憲法上必須の制度との認識のもと、日々研鑽に努めながら被疑者・被告人の権利擁護のための活動を担ってきた。しかし、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階とも、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を継続するために必要な対価としては非常に低額な状態が続いており、昨今の物価高すら反映されていない。

とりわけ、青森県においては、県の面積が広大であり、公共交通機関の利便性も高いとはいえない実情があり、被疑者・被告人との接見や公判期日への出頭等弁護活動のために長距離かつ長時間の移動を余儀なくされるケースが少なからずある。冬期には積雪により交通事情が悪化し移動のための負担は更に増大する。しかし、その負担に対する十分な手当はなされていない。

このように、現状の国選弁護制度は、刑事弁護活動に必要な対価を給付せず、弁護士としての使命感を頼りに維持されている側面は否定できず、制度の持続可能性の観点から看過しがたい問題がある。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。このように、弁護活動にあたり専門家による鑑定が求められる事案は存在している。しかし、現行の国選弁

護費用体系では、このような鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている実情がある。

当会も、刑事弁護活動においては、会独自の予算で、当番弁護士制度の運営、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用、国選弁護人が専門家に依頼する鑑定費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。しかし、このような措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来、民間団体である弁護士会独自の予算ではなく、全て国費によるべきものであり、そのための予算措置の議論が必要不可欠である。ところが、国選弁護業務のための国家予算は年間160億円前後で推移し、100兆円規模の国家予算全体に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）5月15日

青森県弁護士会

会長 森 雄亮

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

犯罪の嫌疑を受けた場合に自己の権利を守るために、弁護人の援助を受けることができる権利の重要性は言うまでもないところであり、弁護人に依頼する権利は憲法に保障された国民の権利である（憲法第34条、同第37条第3項前段）。最近では、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンスコーポレーション事件、大川原化工機事件など、冤罪事件もあとを絶たない。現在、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

そして、我が国における刑事裁判の大半は国選弁護事件である。当会の会員は、国選弁護制度が憲法上必須の制度との認識のもと、日々研鑽に努めながら被疑者・被告人の権利擁護のための活動を担ってきた。しかし、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階とも、事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を継続するために必要な対価としては非常に低額な状態が続いており、昨今の物価高すら反映されていない。

とりわけ、青森県においては、県の面積が広大であり、公共交通機関の利便性も高いとはいえない実情があり、被疑者・被告人との接見や公判期日への出頭等弁護活動のために長距離かつ長時間の移動を余儀なくされるケースが少なからずある。冬期には積雪により交通事情が悪化し移動のための負担は更に増大する。しかし、その負担に対する十分な手当はなされていない。

このように、現状の国選弁護制度は、刑事弁護活動に必要な対価を給付せず、弁護士としての使命感を頼りに維持されている側面は否定できず、制度の持続可能性の観点から看過しがたい問題がある。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。このように、弁護活動にあたり専門家による鑑定が求められる事案は存在している。しかし、現行の国選弁

護費用体系では、このような鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている実情がある。

当会も、刑事弁護活動においては、会独自の予算で、当番弁護士制度の運営、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用、国選弁護人が専門家に依頼する鑑定費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。しかし、このような措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来、民間団体である弁護士会独自の予算ではなく、全て国費によるべきものであり、そのための予算措置の議論が必要不可欠である。ところが、国選弁護業務のための国家予算は年間160億円前後で推移し、100兆円規模の国家予算全体に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）5月15日

青森県弁護士会

会長 森 雄亮